

困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業実施業務に係る公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和3年10月1日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業実施業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(3) 委託業務の内容

困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業実施業務基本仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、7,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

(5) 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業実施業務に係る公募型プロポーザル説明書(以下「説明書」という。)による。

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 現在、広島市内に拠点を置いて活動しているNPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、市民団体等の民間団体であって、公益性が高い業務を主として行うものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までのいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (5) 政治団体(政治資金規正法第3条に規定するもの。)に該当しないこと。
- (6) 宗教団体(宗教法人法第2条に規定するもの。)に該当しないこと。
- (7) 広島市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 次に掲げる者でないこと。

ア 困難を抱えた女性のためのつながりサポート事業実施業務プロポーザル審査委員会(以下

「審査委員会」という。)の委員
イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

3 説明書、仕様書等の配付方法

説明書、仕様書等は、広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)→「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和3年度 方式・案件名」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。

ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和3年10月7日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎14階)

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

TEL 082-504-2108

FAX 082-504-2609

電子メール danjo@city.hiroshima.lg.jp

4 公募型プロポーザル参加申込

(1) 申込期間

公示日から令和3年10月7日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第1号)を作成し、添付書類とともに、持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(3) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(4) 参加資格確認結果の通知

申込者には、令和3年10月12日(火)までに参加資格確認結果を書面で通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和3年10月7日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

質問書(様式第2号)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出場所

前記 3(2)に同じ。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記 3(2)において、令和3年10月18日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年10月18日(月)午後5時15分まで。

(2) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(3) 提出場所

前記 3(2)に同じ。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

企画提案書、企画提案書に係る説明(質疑応答を含む。)を基に、あらかじめ定めた審査基準に従い、審査委員会が審査し、受託候補者を特定する。

(2) 審査基準

説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に書面により通知する。

8 その他

(1) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 次の掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他、詳細は説明書による。